(4)　当該年中に採取し、又は譲り受けた大麻の品名及び数量
(5)　当該年の末日に所持した大麻の品名及び数量
(6)　その他厚生労働省令で定める事項
(七)　大麻草採取栽培者は、その事務所に帳簿を備え、これに次に掲げる事項を記載するとともに、当該帳簿を、最終の記載の日から二年間、保存しなければならないものとした。（第一〇条関係）
(1)　採取し、譲り渡し、譲り受け、又は廃棄した大麻の品名及び数量並びにその年月日
(2)　譲渡し又は譲受けの相手方の氏名又は名称及び住所
(3)　(ロ)の(1)により届け出た大麻の品名及び数量
(4)　その他厚生労働省令で定める事項
(八)　都道府県知事の許可を受けたとき、又は(九)の(2)の届出をしたときを除き、大麻草採取栽培者は、その所有する大麻を栽培地外へ持ち出してはならないものとした。（第一一条関係）
(九)　大麻の廃棄に関する事項
(1)　大麻草採取栽培者は、その栽培地において、その所有する大麻を廃棄しようとするときは、廃棄する大麻の品名及び数量について都道府県知事に届け出て、厚生労働省令で定める方法により当該大麻を廃棄しなければならないものとした。（第一二条第一項関係）
(2)　大麻草採取栽培者は、その栽培地外において、その所有する大麻を廃棄しようとするときは、廃棄する大麻の品名及び数量並びに廃棄の方法について都道府県知事に届け出て、当該職員の立会いの下に当該大麻を廃棄しなければならないものとした。（第一二条第二項関係）
(ロ)　大麻の滅失等事故の届出義務に関する事項
(1)　大麻草採取栽培者は、その所有する大麻につき、滅失、盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、速やかに、当該大麻の品名及び数量その他厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならないものとした。（第一二条第一項関係）
(2)　都道府県知事は、(1)の届出を受けたときは、速やかに、(1)の事項を厚生労働大臣に報告しなければならないものとした。（第一二条の二第二項関係）
(ハ)　都道府県知事は、大麻草採取栽培者が、大麻草の栽培の規制に関する法律の規定等に違反したとき、その業務に関し犯罪若しくは不正の行為をしたとき、又は(ロ)の(2)から(8)までのいずれかに該当するに至ったときは、免許を取り消し、又は期間を定めて、大麻草の栽培の中止を命ずることができるものとした。（第一二条の三第一項関係）
(ニ)　免許の取消しを受ける場合等における届出義務に関する事項
(1)　大麻草採取栽培者は、免許の取消しを受けようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、免許証を添えて、現在の大麻草の作付面積、現に所有する大麻の品名及び数量その他厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならないものとした。（第一二条の四第一項関係）
(2)　(1)の届出を受けた都道府県知事は、当該届出に係る免許を取り消すものとした。（第一二条の四第二項関係）
(3)　大麻草採取栽培者が死亡し、又は解散したときは、相続人若しくは相続人に代わって相続財産を管理する者又は清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者は、厚生労働省令で定めるところにより、三〇日以内に、当該大麻草採取栽培者の免許証を添えて、その旨、現在の大麻草の作付面積、現に管理する大麻の品名及び数量その他厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならないものとした。（第一二条の四第三項関係）
(ホ)　免許期間満了者等が大麻を譲り渡した場合における届出義務に関する事項
(1)　免許の有効期間が満了した者（引き続き免許を受けている者を除く。）、(ニ)又は(ニ)の(2)による免許の取消しを受けた者及び(ニ)の(3)により届け出なければならない者（以下この(ホ)において「免許期間満了者等」という。）については、免許期間満了者等がこれらの事由の生じた日から五〇日以内に、その所有し、又は管理する大麻を大麻草栽培者又は麻薬研究施設の設置者に譲り渡す場合に限り、その譲渡し及び譲受けについては、又は免許期間満了者等の当該大麻の所持については、同期間に限り、麻薬及び向精神薬取締法の禁止規定を適用しないものとした。（第一二条の五第一項関係）
(2)　免許期間満了者等が(1)により大麻を譲り渡したときは、一五日以内に、当該大麻の品名及び数量、譲渡しの年月日並びに譲受人の氏名又は名称及び住所を都道府県知事に届け出なければならないものとした。（第一二条の五第二項関係）

4　大麻草研究栽培者
(一)　大麻草研究栽培者になろうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の免許（以下この4において「免許」という。）を受けなければならないものとした。（第一三条第一項関係）
(二)　免許を申請する者又は免許証の再交付を申請する者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納めなければならないものとした。（第一三条第四項関係）
(三)　免許の有効期間は、当該免許の日からその年の一二月三一日までとすることとした。（第一四条関係）
(四)　大麻草研究栽培者は、その所有する大麻（栽培地において現に生育するものを除く。）を、当該者が当該大麻を業務上取り扱う事務所内の鍵をかけた設備内に収めて保管しなければならないものとした。（第一六条関係）
(五)　免許について、大麻草採取栽培者の免許の規制に準じた措置を講ずるものとした。（第一三条第二項、第一五条第一項及び第一七条第一項関係）

5　都道府県は、大麻草の栽培の規制に関する法律に基づき都道府県知事が行う免許その他大麻草の栽培の規制に必要な費用を支弁しなければならないものとした。（第二二条関係）

6　罰則等
(一)　大麻から製造された医薬品の施用・受施用等を禁止する規制及び当該規制に関する罰則の規定を削除するものとした。（改正前第三条、第四条第一項、第二四条、第二四条の二、第二四条の三第一項第一号及び第二号、第二項並びに第三項並びに第二四条の七関係）
(二)　大麻草の栽培の規制に関する罰則の規定の整備を行うこととした。（第二四条及び第二四条の三～第二八条関係）

二　大麻草の栽培の規制に関する法律の一部改正関係

1　総則
(一)　「第一種大麻草採取栽培者」とは、一の3の(一)の都道府県知事の免許を受けて、大麻草から製造される製品（大麻草としての形状を有しないものを含み、種子又は成熟した茎の製品その他の厚生労働省令で定めるものに限る。）の原材料を採取する目的で、大麻草を栽培する者をいうものとした。（第二条第四項関係）
(二)　「第二種大麻草採取栽培者」とは、一の4の(一)の厚生労働大臣の免許を受けて、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第一項に規定する医薬品の原料を採取する目的で、大麻草を栽培する者をいうものとした。（第二条第五項関係）

2　第一種大麻草採取栽培者
(一)　第一種大麻草採取栽培者について、大麻草採取栽培者として、一の3の規定を適用するものとした。（第五条～第七条、第九条～第一二条、第一二条の六第一項及び第二項、第一二条の七第一項、第三項及び第四項並びに第一二条の八第一項関係）
(二)　第一種大麻草採取栽培者が、その免許の有効期間における各年について都道府県知事に報告しなければならない事項として、4の(一)の方法による処理をしていない大麻草の種子（以下この二において「発芽不能未処理種子」という。）の品名及び数量を追加するものとした。（第九条第三号～第五号関係）